



島根県報

令和3年4月2日（金）

第 196 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	3
補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	3
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねUIターンテレワーク支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（しまね暮らし推進課）	5
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	7
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（3件）	（ 〃 ）	7
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（子ども・子育て支援課）	8
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（ 〃 ）	8
県営土地改良事業計画の変更（2件）	（農 村 整 備 課）	8
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	9
保安林予定森林	（ 〃 ）	9
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（9件）	（ 〃 ）	11
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示	（土 木 総 務 課）	19

【公 告】

島根県行政情報提供システム調達（貸借・運用保守）業務に係る提案競技の実施	（総 務 課）	21
管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬 事 衛 生 課）	25
公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	25
職員管理システム構築業務の調達に係る提案競技の実施	（病 院 局）	26

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（企 業 局 経 営 課）	30
-------------------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第242号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第250号）は、廃止する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸山達也

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金

2 交付の目的

県内において市町村が実施する地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を推進するための計画策定・調査等の事業（以下「導入計画策定・調査事業」という。）及び再生可能エネルギーを利用した発電又は熱供給事業等を計画する事業者が実施する事業可能性調査（以下「事業化支援事業」という。）に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取組を推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

	交付の対象となる事業	補助対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
導入計画策定・調査事業	(1) 再生可能エネルギー導入計画策定	県内市町村	(1) 調査費	補助対象経費の 2分の1以内	1件につき5,000 千円
	(2) 再生可能エネルギー導入に関する調査（再生可能エネルギー導入促進に係る地域の関係者による検討組織を設置して行う事業に限る。）		(2) 委託費 (3) 事業運営費 (4) 附帯雑費 (5) 補助金 (6) その他協議により認められた経費		
事業化支援事業	(1) 太陽光発電事業	県内市町村、県内で発電又は熱供給事業等を計画する法人及びその他の団体（個人事業者を除く。）	(1) 機器・設備費		
	(2) 水力発電事業（出力1,000キロワット以下のものに限る。）		(2) 設計費		
	(3) 地熱発電事業（バイナリーサイクル発電方式に限る。）		(3) 調査費		
	(4) 地熱・地中熱利用事業		(4) 測量及び試験費		
	(5) バイオマス発電事業		(5) 委託費		
	(6) バイオマス熱利用事業		(6) その他協議により認められた経費 （人件費にあつては、補助対象事業を専属で行う者を期間限定で雇用する場合に限る。）		
	(7) 風力発電事業				
	(8) コージェネレーション				
	(9) 太陽熱利用事業				
	(10) 水素エネルギー事業				

備考

- バイオマス発電事業及びバイオマス熱利用事業におけるバイオマスは、動植物に由来する有機物であつて、エネルギー源として利用できるものであること。

- 2 交付の対象となる事業には、既設発電所の出力を増加する事業を含む。
- 3 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 4 機械装置購入費、用地取得費及び用地賃借料は対象外とする。

島根県告示第243号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第251号）は、廃止する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸山達也

1 補助金の名称

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金

2 交付の目的

再生可能エネルギーに関する専門的な情報の提供等を行うことにより、県民及び事業者へ再生可能エネルギーの導入の促進を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業

市町村、県内に事業所を有する事業者等が主催する再生可能エネルギーの講演会、シンポジウム、研修会等（営利を目的としないものに限る。）

4 交付の対象となる者、交付の対象である経費及び交付金額

交付の対象となる者	交付の対象である経費	交付金額
市町村、県内に事業所を有する事業者等	講演会、シンポジウム、研修会等に要する講師の謝金及び旅費並びに使用料及び賃借料	1 講師の謝金にあつては、交付の対象となる経費の実支出額又は講師1人1時間当たり5,100円のいずれか低い額 2 講師の旅費にあつては、交付の対象となる経費の実支出額 3 使用料及び賃借料にあつては、交付の対象となる経費の実支出額

備考 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄附金、参加料その他収入の額を控除した額以内とする。

島根県告示第244号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第371号）は、廃止する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸山達也

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金

2 交付の目的

民間事業者が再生可能エネルギー発電設備を導入するために要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組を支援することを目的とする。

3 交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額

(1) 交付対象事業

県内に有人の事業所を設置している個人又は法人である民間事業者が、県内の区域において再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを電気に換える設備であって、太陽電池モジュール等、蓄電池、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、電力等表示モニタ又はデータ処理装置を構成要素とするものをいう。）を設置し、売電事業を行う場合であって、次の全てに該当するもの

ア 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、県内で新たに1名以上の常用雇用（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。）が発生していること。

イ 補助対象設備の県内調達率が30パーセント以上であること。

ウ 地域貢献として事業収益の一部を補助対象設備の設置地域において実施される次に掲げる事業に還元すること。

- (7) 地域の祭り等文化活動
- (イ) 環境保護活動
- (ウ) 福祉事業
- (エ) 物産販売イベント
- (オ) デマンドタクシー等の運営
- (カ) その他知事が認めるもの

(2) 対象設備

次の要件に適合したもの

ア 設置前において使用に供されていないものであること。

イ 電力会社と系統連系するものであること。

ウ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものであること。

- (7) 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- (イ) 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- (ウ) 耐震改修整備を実施した建築物

エ 交付対象者と同一の代表者又は資本関係にある事業者への発注でないこと。

(3) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用

(4) 交付金額

1 民間事業者当たりの交付金額は、(3)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利子の合計額に相当する額（上限500万円）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県が行う当該事業募集開始時点における株式会社みずほ銀行が発表する長期プライムレート	15年 据置なし	元金均等償還	5,000万円

島根県告示第245号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（令和2年島根県告示第644号）は、廃止する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

しまねU I ターンテレワーク支援事業費補助金

2 交付の目的

雇用する労働者が島根県に居住し、テレワークをする法人事業者又は同県へ移住し、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行う個人事業者に対して、予算の範囲内において必要な経費の一部に対する補助金を交付することにより、当該法人事業者又は個人事業者の経済的負担の軽減を図り、もって県外からの移住を促進することを目的とする。

3 交付の対象者

(1) 法人事業者

当該法人事業者が雇用する労働者で交付の申請の日から1ヶ月前に現に県外に居住し、かつ、県外の事業場で勤務しているものを、当該申請の日以降1ヶ月以上島根県に居住させ、当該労働者にテレワークをさせる者であること。

(2) 個人事業者

交付の申請の日から1ヶ月前に現に県外に居住している者で島根県へ移住し、同県において当該申請の日以降1ヶ月以上居住し、かつ、情報通信技術を利用して県外事業者と取引を行うものであって、次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア 島根県において事業を開始すること。

イ 島根県において事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを同県に移転すること。

(3) (1)及び(2)いずれの場合も以下の要件を全て満たすものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で、当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 都道府県税及び国税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

キ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

ク 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(4) 交付の申請をする年度の前年度において補助金の交付を受けた者で当該年度においても交付対象事業を実施するのは、当該者を対象者とすることができる。

4 補助対象経費、補助上限額及び補助金額

(1) 補助対象とする経費（以下「対象経費」という。）の額等は、次の表のとおりとする。

- (2) 対象経費は、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに支出されたものに限り、消費税及び地方消費税を除く。
- (3) 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (4) 対象経費のうち、通信費、シェアオフィス使用料及び法人事業者の事業場への出張交通費は、対象労働者又は対象個人事業者の同一人ごとに通算して6月支払分までを対象経費とする。この場合において、3の(4)の要件に該当し対象者となった者に係る対象経費の算出については、過年度に交付の対象となった期間を合算して通算するものとする。

対象経費	補助上限額	補助金額
<p>通信環境整備費</p> <p>3の(1)の要件に該当する状態でテレワークをする労働者（以下「対象労働者」という。）又は同(2)の要件に該当する状態で県外事業者と取引を行う個人事業者（以下「対象個人事業者」という。）が行う当該テレワーク又は当該取引（以下「対象業務」という。）を実施するのに必要な情報通信技術を活用するための経費で、契約書等により確認できる以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回線工事費 ・契約料又は登録料 ・市町村等への加入負担金 	対象労働者又は対象個人事業者1人につき80千円	対象経費に2分の1を乗じて得た額で補助上限額の範囲内
<p>通信費</p> <p>対象業務を行うための通信に係る経費で、契約書等により確認できる以下のもの（月額換算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線使用料 ・プロバイダ料 ・モデム、ONU又はルーターのリース料 	対象労働者又は対象個人事業者1人につき5千円/月	
<p>シェアオフィス使用料</p> <p>対象業務を行うために必要なシェアオフィス使用料（対象業務の実施にあたって必要な最小限の施設であると知事が認めるものに限る。）で、契約書等により確認できるもの（月額換算）</p>	対象労働者又は対象個人事業者1人につき25千円/月	
<p>法人事業者の事業場への出張交通費</p> <p>対象労働者が対象業務を円滑に実施するにあたって当該労働者を雇用する法人事業者が必要と認める、当該法人事業者の県外に所在する事業場への出張（毎月1回に限る。）に係る移動に要する経費で、以下のもの（知事が県の旅費規程等に照らし経済的、かつ、合理的と認める経路及び方法によるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道賃 ・航空賃 ・バス料金 	対象労働者1人につき30千円/月	

- | | | |
|--------------------|--|--|
| ・船賃 | | |
| ・車賃（自家用車に係るものを除く。） | | |

島根県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問介護	こころねヘルパーステーション塩冶有原町	出雲市塩冶有原町五丁目61番地	令和3年3月25日

島根県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問看護	こころね訪問看護ステーション塩冶有原町	出雲市塩冶有原町五丁目61番地	令和3年3月25日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ラッシュ	訪問看護	訪問看護ステーション彩雲	出雲市高岡町388-1	令和3年4月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
出雲市	訪問看護	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	令和3年4月1日
	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション		

島根県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称
東京都千代田区麴町1-6-2
社会福祉法人日本保育協会
- 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 3 委託の解除年月日
令和3年3月31日

島根県告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の住所及び名称
東京都千代田区麴町1-6-2
社会福祉法人日本保育協会
- 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 3 委託の開始年月日
令和3年4月1日

島根県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
堤田地区区画整理事業（県営農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
立河内地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第254号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第255号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市大社町修理免字奥ノ谷頭1767-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第256号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー神西店 島根県出雲市神西沖町1444番2外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年10月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,081平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
53台（建物北側及び東側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
20台（建物東側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
96平方メートル（建物北西側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
10立方メートル（建物北西側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所（建物敷地南東側、北東側及び北西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和3年3月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない松江田和山店 島根県松江市田和山町75

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也

（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也

（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

- 2 届出年月日
令和3年3月19日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99
株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也
（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也
（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
 - (4) 変更の年月日
令和3年3月1日
- 2 届出年月日
令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店松江店 島根県松江市学園1-8-21外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也

（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウジングランドいない出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町300
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也
（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社いない 代表取締役 天野 達也
（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
- (4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1370-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない大田店 島根県大田市長久町長久40-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第263号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ハウジングランドいない安来飯島店 島根県安来市飯島町468-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項**ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名**

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課（安来市安来町878番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない新三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1758-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

2 届出年月日

令和3年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第265号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社アクシス島根支店 支店長 新田 登信

(変更後) 株式会社アクシス島根支店 支店長 金山 淳二

(4) 変更の年月日

令和3年3月16日

2 届出年月日

令和3年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第266号

補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号) 第3条の規定により、しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示 (令和2年島根県告示第237号) は、廃止する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

しまねの建設担い手確保育成補助金

2 交付の目的

建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資

することを目的とする。

3 事業名、対象事業の内容、交付の対象者、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	交付の対象者	補助対象経費	交付の率及び限度額
情報発信事業	合同企業説明会、現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業（厚生労働省の人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体をいう。以下同じ。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の4分の1以内で、かつ、100万円以内の額とする。
技能向上事業	若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会、入職内定者への教育訓練及び新規入職者への研修会（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の4分の1以内で、かつ、50万円以内の額とする。
「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等	県内の建設産業団体並びに県内の建設産業及び建設関連産業で働く女性技術者・女性技能者等で構成される団体	専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、会議費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2以内（当補助金以外の収入と補助対象経費の3分の2の合計が補助対象経費の総額を超過する場合は、その超過分を補助対象経費の3分の2に相当する額から控除した額以内）で、かつ、300万円以内の額とする。
建設人材確保対策事業	高齢者・障がい者・外国人（在留資格が高度専門職及び特定技能である者に限る。）の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施及び研修会への派遣等の取組（採用面接、就職媒体への掲載、募集・採用に係る広報物の作成、就職説明会等の通常の採用活動を除く。）	県内の建設産業団体並びに県内に主たる営業所を有する建設業者、測量業者及び建設コンサルタント	専門家謝金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、建設特定技能受入計画作成費、在留資格申請費、人材紹介費、通訳費、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内で、かつ、100万円以内（建設業者、測量業者及び建設コンサルタントは20万円以内）の額とする。
建設産業入職促進	建設産業への理解を促進するとともに産業としての魅力を伝	県内の建設産業団体	専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、製作委託料（PR動	補助対象経費の2分の1以内で、かつ、

広報事業	え、若年者や女性の入職促進を目的として作成するPR用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等		画作成等に係るものに限る。)、バス等借上料、施設等借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費その他知事が必要と認める経費	100万円以内の額とする。
ICT等建設産業生産性向上事業	ICT等建設産業生産性向上事業実施要領に基づき実施する、建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	県内に主たる営業所を有する建設業者、測量業者及び建設コンサルタント	機械設備・ソフトウェア等の導入費（リースの場合は、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものに限る。)	補助対象経費の3分の1以内で、かつ、100万円以内の額とする。

公 告

島根県行政情報提供システム調達（賃貸借・運用保守）業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県行政情報提供システム調達（賃貸借・運用保守）業務

(2) 仕様

島根県行政情報提供システム調達（賃貸借・運用保守）業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県行政情報提供システムの構築業務

契約の日から令和3年10月31日まで

イ 島根県行政情報提供システムの運用保守業務

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県行政情報提供システムの構築費及び運営保守費の総額

18,606,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (ケ) 利益金の配当の割合
- (コ) 欠損金の負担の割合
- (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年4月2日（金）から同月9日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁第3分庁舎1階） 島根県総務部総務課文書管理室情報公開グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 5部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年4月28日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年5月14日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課文書管理室情報公開グループ

電話 0852-22-6139 F A X 0852-22-6140

電子メール johokokai-unyo@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年4月9日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年4月16日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年5月7日（金）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県行政情報提供システム調達（貸貸借・運用保守）業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Administrative information provision system
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. May 14, 2021

- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6139

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区大手町2-8-5
- 3 講習日程
第1日 令和3年10月25日
第2日 令和3年11月1日
第3日 令和3年11月8日
- 4 募集期間及び申込受付期間
募集 令和3年7月16日から同年8月13日まで
受付 令和3年8月23日から同年9月3日まで
- 5 講習会場
くにびきメッセ
島根県松江市学園南一丁目2番1号
- 6 受講料
1人16,000円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月18日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
令和2年9月4日から令和3年3月18日まで
- 3 作業地域
浜田市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月18日に終了した旨県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月27日から令和3年3月18日まで
- 3 作業地域
大田市温泉津町

職員管理システム構築業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年4月2日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
職員管理システム構築業務
 - (2) 仕様
職員管理システム構築業務に係る提案競技要求仕様書による。
 - (3) 期間
契約の日から令和4年3月31日まで
なお、運用保守業務は構築業務の受託者と別途契約を締結する。
 - (4) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
構築費用（令和3年度分費用）：53,511,150円
運用保守等費用（令和4年度以降分費用）：上限額を設定しないが、8の(5)のイのとおり評価対象に含まれる。
- 2 提案競技参加資格に関する事項
提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けたものであること。
 - (1) 単独企業・法人の要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 500床以上の病院で職員管理システム（提案競技要求仕様書に示す機能を概ね有するシステム（単一のシステムであるか複数のシステムが連携したものであるかは問わない））を構築した実績があり、かつ、その運用保守を契約した実績を有すること。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヲ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体又は構成員単体で(1)のクに示す実績を有すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年4月2日（金）から同月12日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 2階 情報システム管理室

ウ 配布方法

配布場所にて提案競技説明書及び関係書類1式を配布する。また、希望する者には電子メールによる配布を行うので、法人名、担当部課名、担当者名、電話番号を明記し、5の(3)の電子メールアドレスへメール送信すること。なお、電子メールを送信した旨を必ず5の(3)へ電話連絡すること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書（様式1号） 1部
- (2) 会社等概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 2の(1)のクを確認できる書類（契約書、仕様書の写し等） 1部
- (8) 担当者届（様式2号） 1部
- (9) 提案書提出書（様式3号） 1部
- (10) 提案書 12部
- (11) 記載内容確認表（様式5号） 1部
- (12) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和3年4月19日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(12)までの書類については、令和3年5月12日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 情報システム管理室情報システムスタッフ 担当：矢野

電話 0853-30-6486

電子メール kikaku@spch.izumo.shimane.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに様式4号により電子メールで提出すること。
- (2) 質問提出期限は、令和3年4月13日（火）午後5時までとする。
- (3) 提出先は、5の(3)に同じ。なお、電子メールを送信した旨を必ず5の(3)へ電話連絡すること。
- (4) 質問に対する回答は、令和3年4月16日（金）までに提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年4月22日（木）までに担当者へ電話連絡した後、通知書を郵送する。

8 選定方法

- (1) 職員管理システム構築業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行

い、事業予定者を選定する。

- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション（パッケージソフトのデモンストレーションを含む。）及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等の実施日時等は、提案競技参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 提案競技要求仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額（構築費用と6年間の運用保守等費用の合計額）を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Building of a staff management system, 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. May 12, 2021
- (3) For further details contact : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo City, Shimane Prefecture, 693-8555, Japan
TEL : 0853-30-6486

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額
117,810,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年1月29日